

未就学児保育料 一部助成金

のご案内

令和2年度
未就学児の保育料
月額半額
(上限：月額2万7千円)

市町村長が発行する保育料決定通知書等で
金額が確認できるものに限りです。

- ※1 対象期間中に保育料額が改訂(変更)された場合は、助成額の変更手続きが必要です。
- ※2 新型コロナウイルス感染症拡大防止の目的で保育所等が休園となった影響等により保育料が減額になっている場合は、減額後の額の半額が助成の対象になります。
- ※3 また、今年度は新型コロナウイルスの影響で休園等があったため、4月と5月の勤務時間を確認して20時間に達していない月は助成金のお支払いの対象外となります。



募集
期間

令和2年11月2日(月)～
令和3年1月29日(金)【必着】

助成対象者

①又は②に該当する人

- ①未就学児がいる保育士資格を有する人で、1年以上保育所等での勤務経験がなく、令和2年1月1日から令和2年12月31日までの間に、茨城県内の認可保育所等に新たに保育士又は保育教諭として復職し週20時間以上就労している人。
- ②「令和元年度茨城県保育人材復職支援事業 未就学児保育料の一部助成金」の助成を受け、前回の助成期間が12か月未満の人で令和元年度より引続き保育所等で保育士又は保育教諭として週20時間以上就労している人。

※助成金の対象とならないものや対象とならない人の詳細については【未就学児保育料の一部助成金申請者募集要項（申請書付）】にてご確認ください。

助成対象期間

①	令和2年1月1日から令和2年12月31日までに新たに復職した人	勤務を開始した月から令和3年3月まで(最長12か月)
②	令和元年度に未就学児保育料の一部助成を受けた期間が12か月未満の人	12か月－令和元年度に助成を受けた月数＝残数月

申請方法

就職した保育所等を通じて【未就学児保育料の一部助成金申請者募集要項（申請書付）】を入手し、申請書を作成のうえ、添付書類と一緒に茨城県社会福祉協議会（裏面参照）へ提出してください。

お問い合わせ

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会

福祉人材・研修部（人材自立育成担当）

〒310-8586 茨城県水戸市千波町1918番地 茨城県総合福祉会館3階
社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会内

TEL **029-350-8366** (直通) (平日午前9時から12時、午後1時から5時まで)
※土日・祝及び年末年始は休みです。

なお、提出書類の様式等は茨城県社会福祉協議会ホームページからダウンロード可能です。

ホームページ

<https://www.ibaraki-welfare.or.jp/>

茨城県社会福祉協議会 保育人材復職支援事業

検索